

税務署受付印

更正の請求書  
(単体申告用)

※整理番号

令和 年 月 日  税務署長殿	納税地	〒	電話 ( ) -
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒		
事業種目			業

旧国税通則法第23条  
旧法人税法第80条の2  
旧地方法人税法第24条  
旧租税特別措置法第66条の4

の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度) 至平成・令和 年 月 日(課税事業年度)の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
所得	所得金額又は欠損金額	1	円	円
法人税額	同上の内訳	2		
	軽減税率適用所得金額	3		
	その他の金額(1-2)	4		
	法人税額	5		
	法人税額の特別控除額	6		
	差引法人税額(4-5)	7		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	8		
	土地譲渡利益金	9	000	000
	課税土地譲渡利益金額	10		
	同上に対する税額	11	000	000
	留保金	12		
	同上に対する税額	13	000	000
	使途秘匿金	14		
	同上に対する税額	15	000	000
	法人税額計(6+7+9+11+13)	16		
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	17		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	18	00	00
	控除税額	19		
	差引所得に対する法人税額(14-15-16-17)	20	00	00
	中間申告分の法人税額	21	00	00
	差引	22	00	00
還付金額	23			
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	24			
地方法人税額	課税標準	25	000	000
	基準法人所得の金額に対する法人税額	26		
	課税留保金額に対する法人税額	27		
	課税標準法人税額(23+24)	28		
	(23)に係る地方法人税額	29		
	(24)に係る地方法人税額	30		
	所得地方法人税額(26+27)	31		
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	32		
	外国税額の控除額	33		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	34	00	00
	差引地方法人税額(28-29-30-31)	35	00	00
中間申告分の地方法人税額	36	00	00	
差引	37	00	00	
還付金額	38			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成・令和 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 金庫・組合 漁協・農協 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 -
		3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等

税理士署名	
-------	--

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認
---------	----	-----	------	----	-----	----	-------	-----	----

# 更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

【平成31年4月1日以後終了令和4年4月1日前開始事業年度等分】

1 この請求書は、次に掲げる事実が該当する場合等に、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の国税通則法（以下「令和2年旧国税通則法」といいます。）第23条、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第80条の2、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の地方税法（以下「令和2年旧地方税法」といいます。）第24条又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。

- (1) 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合  
イ 納付すべき税額が過大となったこと。  
ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）  
ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）

なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度又は課税事業年度のうち、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方税法額について更正の請求をする場合には、「更正の請求書」（令和4年4月1日以後開始事業年度分）ではなく、この請求書を使用してください。

2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 令和2年旧国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から5年以内（注1）
(2) 令和2年旧国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	令和2年旧国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実が該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 令和2年旧法人税法第80条の2又は令和2年旧地方税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 令和2年旧措置法第66条の4第26項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から7年以内（注2）

（注1） 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

（注2） 令和2年3月31日以前に開始した事業年度又は課税事業年度分については、6年以内となります。

3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。

4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。

5 この請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。なお、令和4年12月31日以後に終了する事業年度又は課税事業年度分の法人税又は地方税法額について更正の請求をする場合には、「この請求前の金額」欄のうち、「(1)」欄から「(19)」欄まで及び「(22)」欄から「(33)」欄までの各欄は、記載を要しません。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、令和2年旧法人税法第80条の2又は令和2年旧地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。